

この入札説明書は、平成30年 8月29日に告示した一般競争入札(以下「入札」という。)に関する説明書である。
この入札を次のとおり実施する。

1 契約担当者等

北海道日高振興局長 松浦 英則

2 入札に付する事項

- (1) 工 事 名 称 日高山脈襟裳国定公園アポイ岳登山口園地公衆便所衛生設備省エネ改修工事
- (2) 工 事 場 所 様似郡様似町字平宇(日高山脈襟裳国定公園アポイ岳登山口園地内)
- (3) 工 事 期 間 契約締結の日の翌日から60日間
- (4) 工 事 概 要 別紙仕様書のとおり

3 入札に参加する者に必要な資格

入札参加希望者は単体企業であって、要件は次のとおりとする。

- ア 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「政令」という。)第167条の4の規定に該当しないものであること。
 - イ 発注工事に対応する平成29年北海道告示第16号又は平成30年北海道告示第12号に規定する管工事の資格及び建設業法(昭和24年法律第100号)における建設工事の種類ごとに定める許可を有すること。
 - ウ 競争参加資格確認申請書等の提出期限の日から開札の時までの期間に、北海道の競争入札参加資格者指名停止事務処理要領の規定に基づく指名停止を受けていない者であること。
 - エ 暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。
 - オ 北海道における管工事の競争入札参加資格がC等級に格付されていること。
 - カ 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始決定後の北海道競争入札参加資格の再審査結果を有していること。
 - キ 建設業法第3条第1項第2号に規定する特定建設業者又は同法第3条第1号第1項に規定する一般建設業者であること。
 - ク 日高振興局管内に主たる営業所(建設業許可申請書別記様式第一号又は別紙二(2)(建設業法施行規則(昭和24年建設省令第14号)別記様式第一号又は別紙二(2))の「主たる営業所」の欄に記載されているものをいう。)を有する者であること。
 - ケ 過去15年間(平成15年度以降)に、本工事と同種で、かつ、おおむね同規模と認められる工事を元請として施工した実績を有すること。
なお、共同企業体として施工した実績は、当該共同企業体の構成員としての出資比率が20パーセント以上の場合のものに限るものとする。
 - コ 現場代理人を工事現場に専任で配置できること。
 - サ 入札に参加しようとする者の間に次の基準のいずれかに該当する関係がないこと(当該基準に該当する者全員が共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。)
なお、資本関係及び人的関係とは、次に掲げるものをいう。
また、当該関係がある場合に、辞退する者を定めることを目的に当事者間で連絡を取ることは、建設工事競争入札心得第4条第2項に該当しない。
- (ア) 資本関係
- 次のいずれかに該当する二者の場合。ただし、子会社(会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成17年法律第87号)による改正前の商法(明治32年法律第48号。以下「旧商法」という。)第211条の2第1項及び第3項に規定する子会社をいう。以下同じ。)又は子会社的一方が会社更生法第2条第7項に規定する更生会社又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社(以下「更生会社等」という。)である場合を除く。
- a 親会社(旧商法第211条の2第1項及び第3項に規定する親会社をいう。以下同じ。)と子会社の関係にある場合
 - b 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合
- (イ) 人的関係
- 次のいずれかに該当する二者の場合。ただし、aについては、会社的一方が更生会社等である場合を除く。
- a 一方の会社の取締役等(会社の代表権を有する取締役(代表取締役)、取締役(社外取締役及び指名委員会等設置会社(会社法第2条第1項第12号に規定する指名委員会等設置会社をいう。)の取締役を除く。)及び指名委員会等設置会社における執行役員又は代表執行役をいう。以下同じ。)が、他方の会社の取締役を兼ねている場合
 - b 一方の会社の取締役が、他方の会社の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を兼ねている場合

- (ウ) その他入札の適正さが阻害されると認められる場合
上記(ア)又は(イ)と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合

4 競争参加資格確認申請書等の提出期間等

(1) 申請書等

入札参加希望者は、制限付一般競争入札参加資格申請書(別記第1号様式)に次の書類を添付して提出しなければならない。

ア 類似工事施工実績調書(別記第2号様式)

イ 類似工事施工実績を証明する書面(工事実績証明書(別記第3号様式)又はこれに代わる書面(契約書、工事受渡書等施工実績を証明できる書類及び工事概要が分かる図書等の写し)並びに共同企業体として施工した実績の場合は、共同企業体協定書及び共同企業体付属協定書の写し)

ウ 配置予定技術者調書(別記第4号様式)

エ 特定関係調書(別記第5号様式)(当該調書提出後、入札書提出時までの間において、新たな資本関係又は人的関係が生じた場合は、適宜提出すること。)

(2) 提出期間

平成30年 8月30日(木)から平成30年 9月10日(月)まで(北海道の休日に関する条例(平成元年3月31日条例第2号)第1条第1項各号に規定する休日(以下「休日」という。)を除く。)毎日午前9時から午後5時まで

(3) 提出場所

北海道浦河郡浦河町栄丘東通56号

北海道日高振興局保健環境部環境生活課自然環境係

(4) 持参することとし、送付又はファクシミリによるものは受け付けない。

(5) その他

ア 資料の作成に要する経費は、入札参加希望者の負担とする。

イ 提出された資料は、返却しない。

ウ 提出された資料は、他に使用しない。

エ 提出期限以降における申請書又は資料の差し替え及び再提出は認めない。

5 入札参加資格の審査

この入札は、政令第167条の5の2に規定する制限付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者が、3に掲げる資格を有するかどうかの審査を行い、その結果を平成30年 9月13日(木)までに書面により通知する。

6 入札参加資格がないと認められた者に対する理由の説明

(1) 入札参加資格がないと認められた者(以下「非資格者」という。)は、その理由について、平成30年 9月21日(金)までに書面により説明を求められることができる。

なお、書面は次の提出先に持参することとし、送付又はファクシミリによるものは受け付けない。

北海道浦河郡浦河町栄丘東通56号

北海道日高振興局保健環境部環境生活課自然環境係

(2) 理由の説明は、説明を求められることができる最終日の翌日から起算して5日以内に書面により回答する。

7 契約条項を示す場所

北海道浦河郡浦河町栄丘東通56号

北海道日高振興局保健環境部環境生活課自然環境係

8 入札執行の場所及び日時

(1) 入札場所

北海道浦河郡浦河町栄丘東通56号

北海道日高合同庁舎 4階講堂

(2) 入札日時

平成30年 9月28日(金) 午前11時

(3) 入札執行時に工事内訳書(以下、「内訳書」という。)の提出を求められることがあるので、内訳書をあらかじめ作成のうえ持参すること。

なお、内訳書の提出を求められた入札において、内訳書の提出がない場合又は内訳書に不備等がある場合は、当該入札は無効となり、また、再度入札に参加できないことになるので注意すること。

(4) その他

入札の執行に当たっては、支出負担行為担当者により、競争入札参加資格があることが確認された旨の制限

付一般競争入札参加資格審査結果通知書の写しを提出すること。

9 送付による入札
認めない。

10 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

入札保証金は免除する。ただし、入札に参加しようとする者が契約を締結しないこととなるおそれがあると認めるときは、入札保証金又はこれに代える担保の納付を求めることがある。

(2) 契約保証金

契約を締結する者は、契約金額の100分の10に相当する額以上の契約保証金を納付し、又これに代える国債、地方債その他知事が確実と認める担保を提供すること。

ただし、財務規則第171条の定めるところにより、契約保証金の納付を免除された者は、この限りでない。

11 落札者の決定方法

財務規則第151条第1項の規定により定められた予定価格の範囲内で、かつ、最低制限価格以上の価格のうち、最低の価格をもって入札(有効な入札に限る。)した者を落札者とする。

12 落札者と契約を行わない場合

(1) 落札者となった者が暴力団関係事業者等であること等の理由により、北海道警察からの排除要請があった者とは契約の締結を行わない。

(2) 契約書の作成を要するとした契約について、落札決定から契約を締結するまでの間に落札者が指名停止を受けた場合は、契約の締結を行わないことができるものとする。この場合において、落札者は、契約を締結できないことにより生じる損害の賠償を請求することができない。

13 契約書作成の要否

必要とする。

14 予定価格等

(1) 予定価格 事後公表とする。

(2) 最低制限価格 設定している。

15 図面、仕様書等(以下、「設計図書等」という。)の閲覧等

(1) 入札参加希望者は、設計図書等を閲覧することができるほか、入札参加資格申請の用に供する場合に限り、閲覧期間中、設計図書等を複写することができる。

ア 閲覧期間

平成30年 8月30日(木)から平成30年 9月27日(木)まで(休日を除く。)毎日午前9時から午後5時まで

イ 閲覧場所

北海道浦河郡浦河町栄丘東通56号

北海道日高振興局保健環境部環境生活課自然環境係

(2) 設計図書等に関する質問は、書面によるものとし、持参又は送付により提出すること。

ア 受付期間

平成30年 8月30日(木)から平成30年 9月27日(木)まで(休日を除く。)毎日午前9時から午後5時まで

イ 受付場所

〒057-8558 北海道浦河郡浦河町栄丘東通56号

北海道日高振興局保健環境部環境生活課自然環境係

(3) 質問に対する回答は、書面によるものとし、次のとおり閲覧に供する。

ア 閲覧期間

平成30年 8月30日(木)から平成30年 9月27日(木)まで(休日を除く。)毎日午前9時から午後5時まで

イ 閲覧場所

北海道浦河郡浦河町栄丘東通56号

北海道日高振興局保健環境部環境生活課自然環境係

16 現場説明の日時及び場所

(1) 日時 平成30年 9月19日(水) 13時30分から

(2) 場所 日高山脈襟裳国定公園アポイ岳登山口園地公衆便所（様似郡様似町字平宇）

17 支払条件

(1) 前金払

契約金額の4割に相当する額以内とする。

(2) 中間前払

契約金額の2割に相当する額以内とする。

なお、本事項及び(3)の事項については、契約締結時にいずれかを選択のうえ、契約書を作成するものとし、契約締結後の変更は認めない。

(3) 部分払

1回とする。ただし、軽微な設計変更に伴い生じた新工種に係る出来形部分等に対応する請負代金相当額は、当該設計変更に伴う請負代金の変更が確定するまでの間は部分払額の算出基礎に参入しない。

18 再苦情の申立て

(1) 非資格者に対する理由の説明に不服がある者は、回答を受け取った日から7日(休日を除く。)以内に書面により再苦情の申立てを行うことができる。

なお、書面は持参することとし、送付又はファクシミリによるものは受け付けない。

(2) 再苦情申立てに関する審議は、北海道入札監視委員会が行う。

(3) 書面の提出先及び再苦情申立てに関する手続等の問い合わせ先は、次の場所とする。

北海道浦河郡浦河町栄丘東通56号 北海道日高振興局保健環境部環境生活課自然環境係

19 その他

(1) 入札の執行回数は原則2回までとする。

(2) 開札の時(落札者の決定前まで)において、3に規定する資格を有しない者のした入札、北海道財務規則第154条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(3) 入札手続きの取消し

落札者の決定後において、支出負担行為担当者が入札の公正性が確保できないと認めるときは、入札手続き全体を取り消すことがある。

(4) 入札書記載金額

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(5) 消費税等課税事業者等の申出

落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税等の課税事業者であるか免税事業者であるかを申し出ること。ただし、落札者が共同企業体の場合であって、その構成員の一部に免税事業者がいるときは、共同企業体消費税等免税事業者申出書を提出すること。

(6) 入札の取りやめ又は延期

この入札は取りやめること又は延期することがある。

(7) この入札の執行は、公開する。

(8) 債権譲渡の取扱い

契約の相手方が中小企業信用保険法(昭和25年法律第264号)第3条の4の規定による流動資産担保保険に係る融資保証制度又は金融機関等による売掛債権の買取りを工事完成検査合格後に利用しようとする場合又は「公共工事に係る工事請負代金債権の譲渡を活用した融資制度について」(平成11年1月28日付け建設省経振発第8号)による下請セーフティネット債務保証事業若しくは「地域建設業経営強化融資制度について」(平成20年10月17日付け国土交通省国総建第197号、国総建整第154号)による地域建設業経営強化融資制度を利用する場合において、契約の相手方が工事請負代金の支払請求権について、債権譲渡承諾依頼書を道に提出し、道が適当と認めるときは当該債権譲渡を承諾することができることとしているので留意すること。なお、承諾依頼に当たっては、道が指定する様式により依頼すること。

(9) この公告のほか、入札に参加する者は、別紙の建設工事競争入札心得その他関係法令の規定を承知すること。

(10) この契約の相手方になった者について、道税に滞納がないことを確認する場合があります。

(11) 公告及び入札説明書の内容に関し不明な点は、北海道日高振興局保健環境部環境生活課自然環境係(電話番号0146-22-9254)に照会すること。

【入札説明書別記】

「3 入札に参加する者に必要な資格」の説明

3のイ

本工事に対応する建設業の種類は、当該許可をもって入札参加資格を得た「管工事業」です。

3のケ

本工事と同種で、かつ、おおむね同規模と認められる工事は、北海道内での工事予定価格250万円以上の管工事です。

「19 その他」の説明

19の(10)関係

道税に滞納がないことを確認する場合は、競争参加資格確認通知書(※紙入札の場合は、制限付一般競争入札参加資格審査結果通知書)において通知しますので、契約時に納税証明書原本を提示願います。なお、共同企業体の場合は、構成員すべてについて確認します。

ア 確認する税目は、市町村長が賦課徴収する個人道民税を除いた全ての道税です。

イ 提示していただく納税証明書は、提示前3ヶ月以内のものに限ります。

ウ 納税証明書の請求窓口は各振興局税務課又は道税事務所です。最寄りの窓口で、北海道の資格審査申請に使用する旨伝えて請求してください。なお、証明書の使用目的欄は「1 資格審査請求」。証明事項は「道税(個人道民税及び地方消費税を除く。)について滞納がないこと。」です。